

第四十回国会 参議院建設委員会会議録 第二十六号

昭和三十七年四月二十六日(木曜日) 午後一時三十八分開会

委員の異動

四月二十四日委員小山邦太郎君、小沢久太郎君及び田上松衛君辞任につき、その補欠として井野碩哉君、塩見俊二君及び松浦清一君を議長において指名した。

四月二十五日委員井野碩哉君、塩見俊二君、亀田得治君及び松浦清一君辞任につき、その欠補として小山邦太郎君、小沢久太郎君、田中一君及び田上松衛君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 大河原一次君
理事 田中 清一君
徳永 正利君
村上 春蔵君
木下 友敬君
委員 稲浦 鹿蔵君
小沢久太郎君
太田 正孝君
三木與吉郎君
米田 正文君
内村 清次君
田中 一君
田上 松衛君
小平 芳平君
村上 義一君

- 衆議院議員 建設委員長 二階堂 進君

建設委員長代理 倉成 正君
委員 相川 勝六君
國務大臣 中村 梅吉君
藤山愛一郎君
政府委員 曾田 忠君
経済企画庁総合 開発局長 前田 光嘉君
建設省都市局長 武井 篤君
事務局側 常任委員会専門 員 篤君
説明員 経済企画庁総合 開発局参事官 玉置 康雄君

本日の会議に付した案件
○都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律案(衆議院提出)
○国土調査促進特別措置法案(衆議院提出)

○委員長(大河原一次君) ただいまから建設委員会を開会いたします。都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律案を議題といたします。まず提案理由の説明を願います。二階堂衆議院建設委員長。

○衆議院議員(二階堂進君) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律案の提案理由を説明いたします。ただいま提案になりました都市の美

観風致を維持するための樹木の保存に関する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。従来、都市内の樹木等の保存に関しては、史跡名勝天然記念物、保安林等を除いては、特別の法制上の措置はとられていない現状であります。最近都市におきましては、ビル等の建築に伴って樹木が年々減少しつつあり、また大気汚染、排気等により樹木が枯損している実情にかんがみ、都市の美観風致を維持し、都市の健全な環境の維持及び向上をはかるためには、少なくとも一定の大きさ以上の樹木または樹木の集団について、積極的にその保存の措置を講ずる必要があると考えられるのであります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。次にその要旨を簡単に御説明申し上げます。第一に、市町村長は、都市計画区域内において、美観風致を維持するため必要があると認めるときは、一定の樹木または樹木の集団を、保存樹木または保存樹林として指定することができることといたしております。

第二に、市町村長は、保存樹木または保存樹林について、滅失、枯損等によりその指定の理由が消滅したときは、その指定を解除しなければならぬこととし、または公益上の理由その他特別な理由があるときはその指定を解除することができることといたしております。

第三に、所有者は、保存樹木または保存樹林について、枯損の防止その他その保存に努めなければならないこととし、また、何人も、保存樹木または保存樹林が大切に保存されるように協力しなければならないことといたしております。

第四に、市町村長は、所有者に対し、保存樹木または保存樹林の保存に關し必要な助言または援助をすることができることといたしております。

第五に、建設大臣または都道府県知事は、市町村長に対し、保存樹木または保存樹林に關し、報告等を求め、またはその保存に關し必要な勧告等を行うことができることといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いを申し上げます。御質疑の方は、順次御発言を願います。

○内村清次君 第二条に、(保存樹等の指定について)、国、地方公共団体の管理にかかると指定の対象から除外してあります。これはどういふ理由からしたものでか。国や地方公共団体の樹木保存の観念というものが、除外によって薄らいでくるのではないかと。民間にだけ拘束するということが少し不均衡になるようなおそれはない

かどうか、こういう点につきまして御説明願いたいと思います。○衆議院議員(倉成正君) まことにこともっともな御質問でございますが、国または地方公共団体が所有または管理している樹木というものにつきましては、当然国または地方公共団体がこれを十分愛護して育てていくという前提のもとに立っておるわけでございまして、これも含めてこの法律の対象にするというのも一案かと思っております。国または地方公共団体は当然そういうことをやる義務があると申します。か、考えていいんじゃないか。こういう考え方に立って除外しているわけでございまして。

○内村清次君 今説明者の御説明を聞きました。大体国及び地方公共団体というものは、こうやった保存樹木の保存をするのだ、そういう観念は十分徹底しておるんだ、というその前提のもとにあられるわけですね。○衆議院議員(倉成正君) 元来この法律が、規制の罰則も特別ございませぬし、非常にゆるやかな規制の法律になつておるので、国、地方公共団体のいろんなこういう行政面につきましては、いろいろ監督の機能もございまして、そういう当然保存措置を講ずると、こういうように理解してあえて除いておるわけでございまして。

○内村清次君 そうやっただゆるやかな規制の法律であることは、これは全体を見ましてそういうふうには感じませんが、第三条の二項に特別の理由がある

ときは解除するということになつておりますが、この特別の理由という点

は、どういふ理由ですか。
○衆議院議員(倉成正君) 特別な理由というものは、たとへば道路建設あるいは住宅を集团的に作る、そういうふうな理由がその中に含まれると思ひます。

○内村清次君 そうすると、道路その他の問題につきましては「公益上の理由」と明確にしておりますね。そういうことが含まれておつて、「その他特別な理由」というのは今言われたようなことでしょうか。

○衆議院議員(倉成正君) 公益上の理由はもちろんですが、その他この所有者が財政的な理由で困るとか、そういう事情やむを得ないという所有者の事情があつた場合ですね。それを検討して至当であると認めるときはこれを許可する、こういうことになります。

○内村清次君 先ほど言われました後段の理由だったならばわかりませんが、特別の理由というのが明記されてない。公益上の理由のほかの特別な理由という問題は今の御説明ではわかりませんが、この点が十分わかつておりませんでしたからちよつとお尋ねしたわけですが、そうすると、そうやつた問題は政令等で基準をきめて、そうしていろいろ不均衡というものが生ずることを防いでいくというお考えはないのでございませうか。

○衆議院議員(倉成正君) 政令でこまかく規定するのは、元來、將來の方向として考えるべきものだと思うのでございませうけれども、今すぐ政令でこれの場合というふうにするのは、ちよつとなかなかいろいろの場合

が想定されますので、具体的に政令をどういふふうにするかということまで準備いたしておりませぬ。しかし、將來はやはりそういう基準をきめていくというのが妥当じゃないかと思ひます。

○内村清次君 そうしますと、指定木等を無断で切つた場合罰則その他の処置がないわけですか。これはそのまま放置してよろしうございませうかどうか。そのまま放置してよろしうございませうか。その無断で切るといふようなことに対しては何も拘束、罰則その他ございませぬ。

○衆議院議員(倉成正君) 御指摘のとおり、この所有者がこの法律の趣旨を無視して無断で切るといふ場合には、この法律の条文上からは罰則とか何らかの制裁の規定はないわけでございます。しかしこの法律全体の趣旨が非常に道徳的な色彩を帯びておりますので、たとえば樹木、樹木の集団は、こういう大切な木であるという表示等をしておる場合に、その所有者が無視して切つたという場合には、やはり社会的な程度の制裁と申しますか、そういう世間がそれを見ておるといふ意味においては、意義があるんじゃないかと思ひます。しかし強制的にそれを罰則を課すという考えではございませぬ。

○内村清次君 第九条の市町村長の助言等というところで保存樹の所有者に對する援助というのがありますが、どういふ程度の援助をされるのか、その点を明確にしたい。○衆議院議員(倉成正君) この第九条の「助言又は援助」の援助でございませうけれども、これは將來は當然財政的な援助というふうなことまで含むべき

だといふふうにお考えおるわけでありませうが、今年とりあえずはそういう特別な財政的な措置はいたしておりませぬので、市町村長のできる範囲において、そういう財政上の援助も含めまして、いろいろな技術的な指導をしたり援助をする、こういうふうにお考えおるわけでございます。

○内村清次君 附則の2で「建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部」のこともそうですが、今回はこの条文の中にも建設大臣が報告させるだとか、こういう建設省所管の法律になつておるのですけれども、大体は市町村というところから、しかも個人の樹木であるというふうなたゞいまの拘束規定でもありませんから、むしろ自治省がその所管になるというのが建前ではないかとも考えられますが、これはどういふふうにお考えですか。

○衆議院議員(倉成正君) 第二条で御承知のように、第二条の規定によつて決定された都市計画区域内において、美観風致を維持するために必要であるときは、ということであつて、建設省の所管事項であります都市計画と非常に密接な関係があるという意味において、建設省の所管に加えた。しかしもちろん市町村長が実務を取り扱つていくわけでございますから、市町村長がそういう建設省との関係において職務を行なう限りにおいては、非常に密接な関係があるわけでございます。したがつてこの法律を実施する上においては関係各省と十分協議をして、これを実施していくと、立案にあたりましても各省の意見も十分取り入れて立案した、こういう過程でございませう。

○内村清次君 そうするとたとえば今後発議者が言われましたような援助——助言は別としまして援助の場合のときには、建設省の予算の中から、將來は援助していくのだというふうなことも、建設省の責任においてやるわけでございますか。

○衆議院議員(倉成正君) やはり建設省の責任においてということになつております。

○田上松衛君 法案の趣旨はもちろんよくわかり、われわれも希望するところなんです。そこで多くはこの実施にあつては政令でやるのだからと思つたのですが、その前に提案者側としての一定の大きさ以上の樹木というものは、大よそどういふものを指すのですか。

○衆議院議員(倉成正君) これは政令の案を配付しておりませんけれども、一応今のところ考えておりますのは、地上1・5メートルの高さにおいて幹の周囲が一メートル以上の樹木、それから高さ十メートル以上の、非常に大ざつぱりに申しますと五十年以上まあと年近くたつた樹木というふうなことで、大体その基準を考へておるわけでございます。一定の大きさという意味では。

○田上松衛君 これは都市の美観風致を維持するための目的ですか。もつと別に何といひますか、天然記念物にしなければいふような意味の名木といひますか、何かそういう種類のものは、保存あるいは保護するといふ必要はこの場合には考へておられないんですか。

○衆議院議員(倉成正君) この法律の趣旨としましては、やはり都市の美観を維持する、こういう意味でございませう。

○田上松衛君 こういう質問を申し上げますことは、先般北海道に私も参りました時に、場所はずつと失念いたしましたけれども、一つ一つの木になつて見まするときわめて小さい、まあ周囲もあるいは地上の高さというものもきわめて低い。だけれどもその木がずつとこう並んでおりますと、それが美観風致の上にも何ともいへないものがあるんですね。そうしますと、ここで一定の大きさ以上の樹木と、あとのまたは樹木の集団ということになりますと、その場合には、もうやつぱり集団の場合でも、今の基準になります地上1・5、あるいは幹の回り一メートルというもののそれらの集団だ、こういうふうにとれるんですかどういふんですか。

○衆議院議員(倉成正君) 個々の木について申し上げましたので、説明が不十分でございましてので補足いたしますと、樹木の集団の場合には、面積が〇・〇三ヘクタール以上の樹木の集団、百坪程度以上の集団で集まつておれば、これは木の大きさは特別問われないといふことを一つ考へておられます。それから今質問の生けがきとか、いろいろな樹木等を見た目で非常にきれいだ、これは都市の美観風致を維持する上において非常に保存したほうがいいという場合には、市町村長が特に必要と認めれば、これを指定することができるようにおつておるわけでございます。

す。ですから一応の基準は設けまされども、樹木の集団については百坪ぐら以上の集団、それから特に必要の場合には市町村長がそれを指定することができ、こういうことで全体を指定するようにしているわけでございます。

○田上松衛君 もう一つ教えていただきたいんですが、この場合樹木の保存ということになってはいるわけなんです、普通木でなくて草だという場合があるわけですね、木以外のもの、あるいはカズラですか、こういうもの等が考えられるんですが、そういうものはこの中には該当しないかどうか。

○衆議院議員(倉成正君) 草の場合にはちょっと今のところ考えてないわけでございますが、生けがきと、それから攀登性の樹木、まあカズラみたいな、はっていく樹木がございませぬ、こういうものは含めたい、こういう考えでございます。

○田上松衛君 次にもう一点お伺いしておきたいんですが、さっき内村委員のほうから触れられた問題ですけれども、所有者はこれが保存について、たとえ罰則はないといたしましても相当義務を負わされている、この点が出てくるわけですが、そこで一面にはまたこの義務を果たさせるためのことですが、前文の中にも積極的にこの保存の措置をしなければならぬ、そういう必要があるという説明され、そうしてあとに「市町村長は、所有者に対し、保存樹又は保存樹林の枯損の防止その他その保存に必要の助言又は援助をすることができ、」そこでこの所有者が受けて立つ義務、保存義務と積極的に国が要請いたしますとこ

ろのこの援助というものが、ここでびったり結びつかないこれは意味をなさぬはずだ。さっき内村委員の質疑に對してお答えになったことは、将来は財政的な援助まですることになるだろうが、というふうな意味の御答弁だったと受け取っているわけでありまして、それは将来の問題ではなくして、それほど強く所有者に義務づけをするとするならば、何かこれにやはり援助を与えるということが直ちに必要でないのか、こう考えられるわけなんです。

なお、この場合について申し上げなければ、今の第九条と第十條の關係は、市町村が助言または援助をするとい、十條においては建設大臣が市町村長に對して、こうこうこういう場合の報告あるいは資料の提出を求め、または保存樹もしくは保存樹林の指定その他その保存に關し必要な助言をする、助言もしくは技術的援助をする、これもやはりこういふ場合の、今申し上げたような精神をこの点でひとつ具体化していこうとする考え方に立っているのだらうと、こう推察するわけでありませぬ。にもかかわらず、繰り返して申し上げますが、ただ技術的な援助でなくして、必要な財政上の援助をすることが一番望ましいのじゃないかと、こう思うのですが、これを大まうようなことでもないと考へるときに、どうしてこれに全然この予算をつけられぬかということですね。

○衆議院議員(倉成正君) まことにございませぬ。さっき内村委員の質疑に對してお答えになったことは、将来は財政的な援助まですることになるだろうが、というふうな意味の御答弁だったと受け取っているわけでありまして、それは将来の問題ではなくして、それほど強く所有者に義務づけをするとするならば、何かこれにやはり援助を与えるということが直ちに必要でないのか、こう考えられるわけなんです。

もつともな御質問でございますが、実を申し上げますと、この樹木の第二條第一項に該當する基準をどこに置くか、ただいま地上一・五メートルの高さにおいて幹の周囲が一メートル以上、その他によりまして、どの程度こういう樹木やまた樹木の集団が全国にあるかという点については、ある程度の調査があるわけでございますが、やはりこまかい資料というのが実のところないのでございませぬ。したがって、これに

財政的な援助ということになると、これを具体的にどうするかということがなかなかむずかしい理由が一つございませぬ。それから財政的な援助の場合には、たとえば非常にりっぱな樹木あるいはその集団が病弱にかかって枯れかかるとか、そうすると付近に蔓延するといふ場合には薬剤等をこれに配布いたしまして、そういうことをするといふ物的な援助、そういうことは入っておるわけでございますが、現在の市町村長その他が熱心であれば、十分その財政的範囲でやることができるといふことになっておるわけでございます。

ただ国として大きな予算をとって、もう少しかゆいところに手が届くようにするために、やはり将来の問題として、もう少し実態を明らかにした上で、またどういふ援助を具体的にやったらいいかということを検討しながら、予算等きめていかなければならぬと思つておるわけでございます。

○田上松衛君 お話はよくわかるんですが、そうして、なるほどございませぬ。そういう点もよく了解できるんです。そこでまあこの法案に對しては反對する向きはないはずだ、どうせ制定されるであろうという見通しの上に立つて、この機会に要望申し上げておきたいと思つておるんです。

一本の木にいたしましてもあるいは集団にいたしまして、外部から見れば美観風致上これはぜひ保存しなければならぬと見ても、実際の所有者になつて見れば、それよりか今日の地価暴騰のときに、あるいは家を建てたいとかあるいは別の何か野菜でも作りたい、果樹でも作りたいといふ場合に、その一本の木あるいは数本の木によつて広い面積の土地が費やされてしまふという場合が、現実の問題としてあると考へる。その場合にただその木を保存するためにいろいろな薬剤等を持つてくるとか、あるいはこの手入れ等について財政的な援助をするとかいふ以外に、これから受ける土地の上の損害に對する補償といふものが、やはり所有者に向かつてなされるべきだと思つておる。これらについて補償といふ気持の上から、そういう点等が援助だといふよりか、一方に義務づけるのですから、補償といふ氣持を加えたこれらの点を將來考慮してほしい。特にこのことを申し上げておきたいと思つておるわけでありませぬ、要望として。

○衆議院議員(倉成正君) ただいまの御指摘は、実は諸外国の立法例を調べてみますと、英國、ドイツに大体立法例がございまして、木の伐採を許可する許可制にしまして、もし許可しないときには補償するといふふうな制度が設けられております。しかしまあ今日の場合まだそこまでの条件が整つておりませぬので、こういった法律によつ

て規制をゆるやかにして、そういう面での態勢が十分できてない、こういうことでございます。

○田上松衛君 まあ要望だけのことです。それから、重ねて要望申し上げておきます。確かにまだこの必要性からきて、とりあえずこうやっていこうといういわば下地作りみたいなものですか、今申し上げたような点は、將來の検討すべき必要な宿題として、十分ひとつ頭の中に入れておいていただきたい、ということを重ねてお願い申し上げます。

○木下友敬君 この法案を見ますと、どこでしたかね、要綱でしたか何か、ある一定の大きさ以上の樹木または樹木の集団について書いてありますから、あまり小さいものでなくて、だれが見てもこれはというふうなもの、ということになるのでしょうか、現在われわれがここで目につくようなものについて、これに該當するようなものを何か例があげられますか、あれだとか、これだとか……。

○衆議院議員(倉成正君) 例といふと……。

○木下友敬君 質問があつたかも知れませぬけれども、なんでしよう、街路樹にはりっぱなものがあつても街路樹は都のものであつて、これには該當しないことですね、それからまたもう天然記念物になつていふようなものもこれには該當しない。そうするとわれの頭に入つてくるのは、東大などのイチヨウだといふのは、東大などのものでしようし、そうするとどんなものを実際に考へておられるか、今、目に当たるところで。

○衆議院議員(倉成正君) あの東大の

イチョウの木なんかは、御指摘のとおり国有のものになると思いませんけれども、しかしいろいろな料亭等でかなり大きな、まあ椿山荘あたりを例にあげてもいいでしょうか、基準は先ほどちょっと御答弁申し上げましたけれども、地上・五メートルの高さで幹の周囲が一メートル、これは別に厳格なものではないと思いませんけれども、大体五十年百年たつたものという考え方であります。

それから先ほどの御答弁、ちょっと私誤解しております。少し不十分だっただと思いますが、この機会に申し上げておきます。名木、古木、これは文化財保護法に指定されているもの以外でも、これはいい木だなどというものは、市町村長が特に必要と認めればこれを指定することができることになっております。

○木下友敬君 これはもう私はもうらんげっこうなことだと思っております。ただもう少し私はこれを広げてもよかつたのじゃないかと思つて。この間千鳥淵の道路のことで、桜が咲くというのに一週間も待たないで切つてしまいましたね。これは非常に心ないことだと思つて。あの樹木の集まりはおそらくこれには該当しないでしょう。それから議長公邸の前の桜も道路のことで切り取つてしまつて、一週間立てばりっぱな桜が咲いて、その下で人が楽しむことができるというところで、すね。これこそいわゆる名木以外の何か、そういうことにしないと——ただその人たちの良俗とか美風とかというだけでなくて、そういうことができるか、そういうことの中にきめられなかつたのかと思つておられます。千鳥淵

なんかはまことにそうであつて、そんなことであつたらしく仕事をしたかというところではない、一週間や十日ほどんどほつたらしかた状態であつた。あれこそ何か規定すればよかつたと思うのですが、そういうことには御配慮をいただくというわけにはこれではいけませんね。

○衆議院議員(倉成正君) ただいまの千鳥淵の桜、英国大使館の前の桜、まことに私も毎日通つておりました。残念なことだと思つておられます。御指摘のとおりのお気持であります。そこでこの法律の対象ということになりまして、ああいうものについては一応対象にならないということになっておりますが、この法律案をそもそも立案しました趣旨は、やはりそういう法律で厳格に対象になるとならざるにかかわらず、ひとつ国土のすべての年数を経たぬ樹木については、すぐ作るといふことはできないわけでありまして、何となくかひとつの、民族の宝として保存していきたい、こういう精神をこめておるわけでありまして、ただそれを広く法律的に技術的に広げていくとなると非常にむずかしいいろいろな問題とぶつかつて参りますから、一応この程度監督し、あるいは指導、援助を得るといふ範囲でこういう法律に作つたわけでございます。

○木下友敬君 それでまあいいわけですが、どうも目の前に見たああいうような事実が、むしろ私どもの中には一番びんとくるわけでありまして、何とかああいうものもどこかへ責任を持たす。あるいは都のものであるならば都の者にそれについての責任を持たす。これは樹齢が百年以上とかあ

るいは直径が幾らかかというのをきめても、一本ではさうだけれども、もつと違つて見方をすれば樹齢十年のものでも十本あれば百年という計算もできないことではない。直径が一寸のものでも十本あればこれは一尺だといふ見方もあるし、小さくてもたくさんあれば価値があるといふようなこともございまして、そのある場所でも違つてくるわけですから、何かどうですかね、そういうことも——これは惜しいことをしました、附帯決議でもしてそういうことをすればよかつたと思つておられます。

○衆議院議員(倉成正君) 今のお話の中で、小さい木でも集まつてみると、そういうふうなお話がございますが、この政令では、先ほど御説明申しましたけれども、〇三ヘクター、百坪程度の集まつたものはこれで指定することになっております。

○木下友敬君 続々わけですけれども、それで何か、ああいうような事実が私は一番残念に思つております。この法案はそういうことにも一つの刺激を与えると思つて、非常にけつこうな案だと思つて。委員長の手でひとつ今の、地方公共団体などでもああいう街路樹とか何とかいうものについても、もつと責任を持たして保存するようにならうに考えるように当局にも話して下さい。蛇足を申しましてどうも済みません。

○田中一君 これは提案者には伺いません。政府に聞きましよう、都市局長から。あなた一体かかる法律が出ることを希望してはいますか、都市計画法による範疇に入るのであれば、そういう法律が陸續出てくることは、そ

に国民の集團生活に対する公徳心という言葉は妥当かどうかしらぬけれども、その欠除からかかる立法をせねばならぬといふことになるのじゃないかと思つておられます。そういう点が一つ。

もう一つの問題は、御承知のように、第七條にあるところの保存樹等に関する台帳云々と書いてございますけれども、今日の森林法というが国有財産の中では、立木はなるほど確かに台帳を作つて国有財産になっております。しかし、そこにあるところの岩石はもう国有財産ではないのです。石などもこれはもうたいへんな石、奇岩、ことにあなたの方の、あなたの方などは石にはもうよだれを流している。しかし石は国有財産じゃないです。なほ石は国有財産の中は全部国有財産になっております。土地はなつておられますが、しかし石になつておらな

い。それからもう一つの問題は私有財産に対するところの大きな制約が加わるわけですね。特別な理由云々で解除されることもあるかもしれせんけれども、やはり私有財産に対する侵害になるのです。ねらつておられる方には対しては反対しません。しかし手段としてははなはだどうもおもしろくない、国民の教養といふか集團生活に対する公徳心といふものがあるならば、かかる立法をする必要は何もない。ことに市街地あるいは住宅地というものは、これは野っ原で草も生えないところは市街地じゃない、私も常に言つておられるように小川あり沼あり山あり雑木林あり、ここに初めて都市美といふものが生まれてくるのです。だから今まで

の宅地政策等を見ても、そんなものほとんど切つてしまつて平面なものにして宅地を造成するといふ行き方をしている。

四つばかり問題点を申しましたけれども、都市局長これはどう考えていますか、こういう立法は恥です、国民に對するところの侮辱ですよ、よい政治と信頼する政治があるならば、こういう立法はいらない、その点どうですか。

○政府委員(前田光嘉君) この法律がねらつておられますところの都市における健全な環境の維持向上といふことは、都市計画行政として最も適切なものと考えております。国民に公徳心があればこの法律がいらぬではないかという御趣旨に拝聴いたしました。この個人の私有物である樹木を公徳心だけで適當な機関あるいは適當な方法によつて保存させるということ、は、多少無理な点もございまして、ありますので、こういう法律によりまして指定をする。しかも道義的ではございまして、それを枯損を防止しあるいは保存する義務を課するということ、は、公徳心という単なる心掛け以上のやほり心がまえなり措置が必要と考へられますので、こういう法律ができることはけつこうかと考えております。

それからその次の岩石につきましても、ございまして、われわれまだ十分検討いたしておりませんが、今後必要なら都市の美観あるいは風致の保持のために必要なものの保存等につきましても、今後検討すべき問題の一つであると考えております。

その次に私有財産に対する侵害とい

う観点からお話ございましたが、ある程度私有財産の制約にはなっておりますけれども、都市生活をいたしてあります場合には、やはり都市計画の見地から、たとえば建築基準法におきましてもあるいは都市計画法におきましてもある程度の義務を伴っていたら、社会的に是認し得べき範囲において私有財産の制限ということもあり得ますので、その程度の制限でございするならば許されてしかるべきじゃないかと考えております。

なお住宅あるいは道路その他の最近の建設に伴いまして、貴重な樹木なりその他の自然風物がござえますこととは非常に遺憾でございまして、先ほど千鳥淵公園その他について御指摘がございましたが、われわれ監督者といまして、たまたまの際にはちようど年度の変更のときでございまして、予算の執行上あるいは工程の関係上切ったように聞いておりますけれども、せっかく自然のものでありますので、できるだけそれを保存し国民の、市民の健康なりあるいは風致の保存のために、関係者、公園管理者、あるいは道路管理者その他公共団体、建設省のわれわれといまして、十分の指導をいたしたいと考えております。

○田中一君 あなたの言っていることは全部この程度、この程度——どうい程度であろうと私権の侵害には違いない無形文化財あるいは重文その他だっているいろいろな形で保護するとい名のもとに私権を侵す。当然保護するならば保護するに金銭的あるいは技術的に完全に保護すべきである。私ども戦前には保護検査という名において長

い間留置場にぶち込まれた経験をたくさん持っている。これは保護検査です。お前を守ってやるんだ、保護してやるんだというので二月も三月もたらい回しに留置場にぶち込まれた経験を持っている。このような思想がこれに出ている。保護するならば完全に国家予算において、あるいは地方団体の予算においてそれを保存すべき予算措置なり技術的措置なりすべきです。重文にてもあるいは無形文化財にしても、その重荷に耐えかねて自殺する人もいるので。どうも最近の立法というものはことごとくかつての警察国家的なものに変わりがつある。ねらっているものは認めます。手段、方法がよくない。これは都市局長に質問すべきじゃないだろう、これは建設大臣がこれを主管するらしいから、大臣、ひとつ呼んで来て下さい。よく念を押しておきたい。あり得ないのですよ、保護するならば保護する裏づけのものをお出しなさい。保存する義務づけられるならば、これに対する技術的あるいは財政的な保証がなくてはならない。先だって道路整備緊急措置法の中に、有料道路の料金不払いに対する対策として、当然工作施設等を通り抜けということを防ぐことができるにもかかわらず、国税徴収法による超過徴収とか罰則を適用してこれを取り締まる。どうもそういう傾向が最近の立法には続々出て来た。これは議員立法だが政府がこれに対する裏づけをするつもりですか。まあことは予算が通ってしまつたから来年度にはするといふ決意なのか。この実施はいつになるのでしょうか。裏づけがない、現在、ちよつと建設大臣をこへ呼んで下さい、委員長

よく念を押ししておきますから。
○委員長(大河原一丈君) 速記をとめて。(速記中止)
○委員長(大河原一丈君) 速記をつけ
○田中一君 これは提案者に聞いてもしょうがない。だから前都市計画局長に聞きますが、私はこれで、はつきり技術的指導、予算づけ、裏づけというものがなければ、かかる立法はすべきものではない、単独立法はすべきものではない、都市計画法によって明らかにか改正できる、改正案でできるはずで。これは都市計画の一つの技術的方法かしらぬけれども、その含んでいるところの内容というものは、こういうこまかいものは必要ないので、よ、問題は良識なんです。公共の名をかりてあまりに私権が侵されていく、これは考慮しなければならぬです。ことに今提案者から芝公園の例なんか言うけれども、あたりまえのことなんです。資本主義社会において、は、あれが、あたりまえのことなんです。それがいけないというなら資本主義をおやめなさい、社会主義に移るのだ、民族のため、公共のためという形でもって社会主義に移るのです。資本主義社会においてはあれがあたりまえの姿なんです。だからそういう芝公園の説明なんかおやめなさいよ、あれがどうい形で今日になったかもあるは御存じなんだから。あれは何もひとりでにそうなったのじゃないのです。ああいう形が今の社会においてはあたりまえの姿なんです。ああいうようなものよりもっととつとひどいものが現に行なわれつつあります。だから私申し上げたいのは、あなたではこれ

は困るので、文部省も呼んでほしい、文部省の文化財保護委員会の委員長を呼んで下さい。委員長、呼んで下さい。これによって現在の無形文化財、あるいはすべての文化財に対する国の施策というものが不十分だということを指摘したいのです、建設大臣と同時に、これは民族の宝なんです、実際において指定されている対象がいい悪いは別として、あの考え方というものは、これは民族の宝です。でありますから、重文なり、あるいは無形文化財とかいろいろな形で保護している保護の実態は、保護じゃないんです、その実態というものは、文化財の委員長を呼んで下さい。そういうものも十分に保護させるといふ方向に、おそれなく提案者はロマンチックにお考えになつて、そういうものはそうした保護がされることを望ましいと答弁されるに違いないのです。前都市計画局長、あなたはこういう形の部分的な単独立法が續々出ることよりも、もし現在の都市計画法、これは強い立法です、都市計画法という法律はほんとうに強い法律なんです。たとえば農地法よりもおそれる方が何だろが、私有財産法だろが、何だろが、都市計画法のほうが強いです。こういう強い現在の都市計画法に、こういう異質のものを織り足すようなことではどうも工合が悪いというならば、全面改正して、国民が法律というものの体系というものを、あつちもこつちも異質のものを採り出さなければ理解できないというものが、都市計画法そのものではないかと、都市計画法そのものすべてを包含するといふような形のもののほうが好ましいと思いませんか。それ

ともいろいろな継ぎはぎのものがたくさんあつて、そのほうが国民の目をだまらう、ここにはこういう法律があるんだと言ったほうが、行政上あなたのほうで都合がいいと思いませんか、どちらなんですか。
○政府委員(前田光壽君) 田中先生御承知のように、都市計画法は非常に強力な規定も入っておりますが、他面また、多少いゆる古い法律でございまして、最近の実態に必ずしも沿っていない面もございまして、今後最近における都市の美観の保持なり、あるいは都市の風致を維持するといふ観点から、よい都市を作るために必要な法制を整備すべきだと考えております。ただ、たゞいま御提案のこの樹木の保存の法案を含めて、あるいは総合的な法律にするか、あるいは一つ一つの根拠の中において、たとえば都市計画法がよければ都市計画法、土地区画整理法がよければ土地区画整理法、個別のものを取り出して、特別のものとして規定するかどうかという点については、相当検討する余地があると思っております。都市計画法、それに関連する法律についても、今後とも十分検討を重ねたいと思っております。
○田中一君 どうも局長は事務官だからうまい答弁するよ。そこで、もう御承知のように共同提案であるから、最後の締めくくりの質問だけは、かかる単独立法というものが陸續した場合、犬のくその処理まで法律にしなければならぬといふことになると、これは非常に困つた問題

いつて閣議にそれを報告して下さい。自分の所管外の問題でありますけれども、植木を保護するならばもう少し保護しなければならぬものもあるはずで、それはどうお考えになりますか。

○国務大臣(中村梅吉君) 閣議でいきなり発言するということが妥当かどうか、私も現実の取り扱い上事務的に相当詰めてみて、そうして詰まりきれない場合に閣議で発言をして閣僚間で調整をするというところが、取り扱い例としては多いものですから、いきなり発言することの妥当性については私も若干実は今考慮いたしておるわけですが、文化財保護法あるいは保安林等の関係等も関係してくるわけだと思いますが、十分われわれ研究しまして法律の精神が生かされるように努めることは私どもの任務でございますから、その任務の達成はいたすように努めて参りたいと、こう思っております。

○田中一君 もう一つだけ聞いておきます。国有財産のうち立木は台帳があつて登録してあるのです、土地もむろん登録してあるのです、しかし岩石はこれは登録してないのです。無主物なものです。その場所にあるから、その区域内にあるからあるというところは認められますけれども国有財産ではないわけですか。無主物になっておるわけですか。あなたはこの經理大臣が非常に石が好きだそうなんです。もう大へんな貴重な石がたくさん山にころがっているのです。石などに対する何か台帳を作つて、それを登録するなんという考え方は、今後ともこれはあなたの所管ではありませぬけれども、これはどうお考えになりますか。

○国務大臣(中村梅吉君) 私実は詳しく、つまびらかにしないのであります。が、たとえて申しますと、荒川の上流の、何石と言いましたかね……。

○田中一君 長瀬。○国務大臣(中村梅吉君) 長瀬上流の何とか石という石の名勝があるのです。あれなどは天然記念物として指定をされて、そしてこれを採取する者は許可を得なければ採取してはならないということになり、それから大体目ぼしいものは登録されておるようには私は承知しておるのであります。国家目的に合致するように必要なものについてはそういう措置も取り得ると思つては、しかし現状としては石の名勝は忘れましたが、そういう特殊の石の存在している河川等についてそのような手続はあるようでありまして、全般としてはまだ非常に見逃がされておるものが多いのではないかと思つておる。この点につきましても今後これはむしろ建設省というよりは文部省の関係になるかと思つておる。研究すべき重要な課題ではあると思つておる。

○田中一君 一応この法律のとおり明年の予算編成にあつては協力の義務があるということになりますから、その過当の負担のかからないように技術の指導、財政的な援助というものを考慮したい、こういうふうに建設大臣発言したように承知してよろしゅうございませぬ。

○国務大臣(中村梅吉君) けっこうでございます。○委員長(大河原一次君) 他に御質疑はございませぬか。……御質疑もないようでありますから質疑は終了したものと認めまして、これより本案についての討論を行ないます。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。(「なし」と呼ぶ者あり)別に御意見もないようでありますので討論は結局したものと認め、これより本案について採決を行ないます。

のと認めまして、これより本案についての討論を行ないます。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。(「なし」と呼ぶ者あり)別に御意見もないようでありますので討論は結局したものと認め、これより本案について採決を行ないます。

○委員長(大河原一次君) 全会一致であります。よつて本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。なお本案の審査報告書につきましては委員長に御一任を願います。

○委員長(大河原一次君) 次に、国土調査促進特別措置法案を議題といたします。前回説明を聴取いたしておりましたので、これより質疑を行ないます。提出者ほか経済企画庁総合開発局玉置参事官が出席されております。御質疑のある方は順次発言を願います。

○田中一君 三十七年度の予算で国土調査費どのくらいついでいますか。○説明員(玉置康雄君) 国土調査全体で三億六千三百万でございます。そのうち地籍調査が三億三千万でございます。

○田中一君 提案者に伺います。なぜ国土調査促進特別措置法を作らなければならなかつたか、それからこの提案理由に書いてありますけれども、この内容は現在ある国土調査法に定義されているところの事業を指しているのか、それから発展してどこにまで調査の対象というものが延びているのか、

説明していただきたいと思つておる。○衆議院議員(相川勝六君) われわれ三党が共同提案で促進法を提案するに至りました事情をちよつとお聞き願ひたいと思つておる。

御承知のごとく、国土調査の最も大事な地籍調査というものは、西欧の先進国ではもう十九世紀に全部完成しております。日本におきましても台湾とか満州とか沖繩、朝鮮、こういう旧日本のあるところでは完成してあるのであります。ところが内地ができていない。まことにこれは一種の、ある意味からいふと、少なくとも合理的な行政が行なわれていない証候であります。そこで昭和二十六年に国土調査法が制定せられました。ひとつ早急に国土調査をやることになつた。ところがこれがなかなかかどりません。そこでとうとう三十二年に国土調査法の一部を改正いたしました。そうして特定計画というものを、それで十年のうち少なくとも日本の国土のうちの半分ぐらゐは調査を完了したいというところにかつたわけですね。ところがやってみまして、十年間に日本の国土の大体可耕地の面積が三万五千平方キロ、このうちの一割ぐらゐしかできなかった。そうすれば日本の可耕地の半分をやるにはやはり五十年間かかる、五年かかつて一割ですから、そうすれば全体をやるには百年かかる、こういうふうな遅々として進まない情勢です。その間に三党——そのときは民社党はございませぬでしたが、社会党と自民党が共同提案して共同決議で促進してやつておりました。ところがうまくいかない。そこで、こういう法律も作り、法律の一部改正もやり、そうして当時の、まあ

共産党が入つておられますが、社会党と自民党が共同提案で決議までしておりますけれども、今のような状態では、可耕地面積を全部地籍調査にやるにいたしたくも百年かかる。まことに遺憾しくも百年かかる。いろいろの方法がありましてしようけれども、こういう調査の促進法というものを今度のは作つてやらなければならぬ。

そこで、今の御質問のそれではどういふことをやるかと申しますと、母法の国土調査法というものがございまして、そのうちの全部の項目をやるのにはございませぬ。国土調査法に掲げてある調査項目の大事な部分だけをひとつやろう、そうして大体われわれ提案者の考えでは、この日本の可耕地が六万六千平方キロ、この七割というものは十年ぐらゐで完成するような意気込みでやつてみたい、これはこちら側の希望でございます。これはどうせ審議会にかかりまして審議会できめてもらうものであります。そういうことを考へております。そこで、あるいは衆議院段階ではそういう意見がちよつと出たのであります。調査法があるのにさらに促進というものをやるのはおかしいじゃないかという意見がありましたけれども、しかし従来の政府のやつておることでもうまいか、やばり促進法というものができて初めてよくうまいかといふのでございませぬ。たとえば道路の問題にいたしても、道路法がありましても、道路の緊急措置法というものができて、そうして五年計画をやつて相当の実績をあげておりますし、それから河川法も

あります。あるいは砂防法もあります。うまくいかなので治山治水緊急措置法、これで十一年計画で、これも促進しております。港湾の問題も、港湾いかぬもので、港湾整備緊急措置法、これで五十年計画で、おかげで相当進んでおります。まあそれと全く同じとも申されませんが、大体似たような措置だと思つて三党やむにやまれずしてこゝう緊急促進法をやつたような趣旨でございます。どうかひとつやむにやまれない気持をこの上ながら御了承願ひたいと思ひます。

○田中一君 これは出し直して三党の提案になつたのですか、そうですか。

○衆議院議員(相川勝六君) はいそうです。

○田中一君 経済企画庁に聞きますがね。現在ある国土調査法の事業の目的並びに定義からはずれている問題が、新しく加えられた問題は何をねらつておられますか、どういふように理解しておりますか、あなたのほうで。

○説明員(玉置康雄君) 現在の国土調査法から、はずれた問題というものは今度の法律で何も盛られてないと思つております。

○田中一君 これは相川さん、初め与党の諸君で一応お出しになつたものであつて、結局政府に対する不信任案です、その一つですね、どうです相川さん。

○衆議院議員(相川勝六君) ざつとばらんに申せば今のままでは信用できないというわけです。ひとつ三党の力で政府を督促してこゝう、これがまあざつとばらんの話です。

○田中一君 国土調査法の問題について

ては私も非常に長い間関心を持つてきているのです。常に、国土総合開発審議会でも、こんな三億や四億の補助費の予算づけじゃとてもだめだといふことも再三言つておるのです。今あなたも百年で完成するといつたが、私は百年じゃできない、千年かかる。その場合には地籍は移動します。何にも実効のないものになつてくる。そこで大體今度の促進法で何年ぐらいでこれを完成させようというお考えに立つておられますか。

○衆議院議員(相川勝六君) われわれ提案者の考えでは、今申しますとおりに大體可耕地を先にやつて、特に必要なところはこれからの新産業都市とか、農村の構造改善とか何かをやつてきますと、可耕地だけでなく山のほうもありましようが、大體可耕地が六万六千平方キロといわれておりますから、その七割ぐらいでございますか、その七割ぐらい、大體四万平方キロを十年間に完成したい、これがわれわれの希望であります。

○田中一君 そうすると経済企画庁に聞きますがね、ねらい方は、国土調査法に基づく基本調査でなくて、あるいは特定地区の調査じゃなくて、特定地である河口地区を十年間でやろう、いわゆる臨海工業地帯の調査をまず先によつていこうじゃないかということなんです。提案者の考え方はさうだといふふうに理解しておりますか、「かこうち」といふのは川口をいふのでしよう。

○衆議院議員(相川勝六君) 私、申しましたのは耕すことのできそうなどころというのです。

○田中一君 耕地ですか。

○衆議院議員(相川勝六君) ええそうでございます。それが大體六万六千平方キロ、こゝうなつておるのであります。ところが、今の御質問にありまして、たとりに、一方今度新産業都市とかあるいは低開墾地帯とか、さういふことでさういふ方面のまた調査もあるうと思つております。低開墾地域の調査、それはあるいは建設省でやるかあるいは農林省でやるか、いろいろありましようが、さういふ調査もこの調査と関連を持ちながらまたやつていく、こゝういふわけであります。

○田中一君 もう一べん聞きます。耕地というのには農耕地ですか。

○衆議院議員(相川勝六君) 耕作可能の地というわけです。

○田中一君 これはね、土地の実態というものはさういふねらい方をしてもこれは押さえ切れないものなんです。山林がいつの間にか開墾されて農地になつて、しかしこれは帳簿上では山林だ、あるいは宅地だつたものがいつの間にか耕地になつて、耕地がいつの間にか宅地になつておるといふことは、これはもう今日の常識です。りつぱに反当たり十億も取れる水田が山林になつて、税金はそれで払つておる場合もある、實際言つて、さういふことがあつたらぬと申すので、国土調査法が今日までできておられますけれども、農耕地だけ六万六千平方キロで十分か、十年間でやろうといふことだけで足りるんですか。さういふ目的のためにやるんですか。

○衆議院議員(相川勝六君) 今の私が申し上げたのはさきわめてざつとばらな考えてございまして、必ずしもこれにこだわるわけじゃないが、大體の目標を

考えてみたわけでありまして、お説のとおりでございます。農耕地だけではございませぬ必要の場合には山林のほうもやりたい、農耕地でないようなところもやる、大體一応農耕地を頭に置きながら、必要なところは農耕地以外、耕作可能地以外のところもやりたい、こゝういふわけでございます。

○田中一君 そこで十年間で行なうといふ地域、ことに衆議院における附帯決議等がございまして、これは十年間でどのくらいの補助金を要求しているのですか、四分の一ですか。

○衆議院議員(相川勝六君) 現在は国費の補助が三分の一でございます。あと三分の一を県と市町村が六分の一ずつ持ちます。

○田中一君 国土調査の推進は当然しなければならぬ。これは先ほど言つておられるように強力にしなければなりません。しかし今の三分の二の国庫補助で、十年間に総額はどのくらいになるのですか、事業費は。

○衆議院議員(相川勝六君) 今われわれが考へている総事業費は十九年に大體二百億と思つております。

○田中一君 事業費ですか、補助費ですか。

○衆議院議員(相川勝六君) 事業費です。一応の計算を申し上げますと、四万平方キロで経費は二百億、国の負担がその三分の二でございますから約百三十五億、それから基準点の測量が三十七億、そのほかに土地の分類の基本調査が一億三千万円、合計約百八十三億です。

○委員長(大河原一夫君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大河原一夫君) 速記をつけ。○内村清次君 先ほどこれは企画庁のほうでしたか、国土調査法ですね、第二條一項の一号ですか、これには土地分類調査とそれから水調査、地籍調査、さういふ調査が例記されております。さうすると企画庁先ほどの御答弁では全部やるんだ、しかし提案者の、提案者の発言を聞いてみると水調査はやらぬでしよう、この点。

○衆議院議員(相川勝六君) お答えします。要するに企画庁のほうは従来の調査法でやらないことまでやるのか、新しいことをやるのかという御質問だつたから、新しいことはやらないのだこゝういつたわけなんです。われわれのほうはもちろんな新しいことはやりませんが、従来やつておるうちに地籍調査と土地分類調査に特に力を入れて、それで水の調査は今度は水資源公団ができてましてそれでさういふ調査もできてやりますし、それから調査の性質があれは長くかかるので、一つの河川でも何事もしなければ調査ができない、こゝちはやりかかつたら一気にできま

すから、性質が違ひますから水調査はさういふわけなんです。それから土地分類調査が従来はやるということにはなつておられますけれども、ただ机上でいろいろ研究しておるだけであつて、実際上まだ実施してないんです。ところが御承知のとおり新産業都市とかあるいは低開墾地帯とか、農村構造改善とかなつて参りますと、さういふも土壌の調査までやつて、どこに牧場を作るか、どこを水田にするかいろいろの点が必要になつて、それで今度土地分類調査のほうをぐつと促進したい

というわけでございまして、結局従来
の調査項目のうちの重要項目を特に取
り上げよう、新しい項目はないと、こ
ういうわけであります。

○内村清次君　そうすると重要項目を
取り上げて、新しい項目もない
んだが、しかしこの国土調査法の第二
条のうちの水の調査だけはこれは省
んだ、こういうことですね、そうす
ると国土の総合開発という観点から水調
査が伴っておらないということになれ
ば、水資源関係でやるんじゃないかと
こういってお話でしたが、これは私た
ちも水資源の今度は公団もできました。
促進法とかのあの法律の審議の際に
も、一定の地帯だけに対して今政府が
計画しておるわけですね、もちろん全
体的な水の調査をするというようなこ
とは今のところ考えておらないわけ
です。だからこれはどうしてもやっぱ
り国土の総合開発という点からして、基
礎になる国土の調査法に基づくところ
の区分ですね、こういう点をまずやっ
て、そうしてそれがあとで質問しま
す、国土の総合的開発とはどういう関
連方を持つのか。その前提になるもの
が今回あなたが提案されております国
土調査法に基づく促進法、こういうこ
とになりはしませんか。

○衆議院議員(相川勝六君)　お説
もつともでございますね。やはり国土
総合開発からいえば水資源というもの
は最も重要なものでございますから、
これを除いて総合開発というものはで
きません。だが従来も水調査はできて
いないのです、国土調査では、地籍
調査のほうがわずかごく一部できただ
けで、そこでそれまでを国土調査法で
やればいんでございますけれども、

これは一応水調査は水資源公団もでき
ましたし、そこに水資源の審議会とい
うのもありますし、それで十分やって
もらって、それとわれわれのほうとほ
かの調査のほうとが関連を持って総合
開発をやっていく、こういうことのほ
かはないのじゃないかと思うのでござ
いますね。

○内村清次君　その点の考え方がどう
も……あなた方にまた水資源のほう
も全部水の調査もやりなさいという
ことになってくると、私はこの二十六
年にできました国土調査法というもの
がちょっと何にもならないような感じ
もする。私は、これが基本であって、
この調査法に基づいて水調査も地籍調
査もぜひやるのだ、やるのだけれど
も、あなたが今度促進法を出されたゆ
えんのものは、その地籍調査さえも一
割しかできておらぬじゃないか。なら
ば今回はひとつ第二条の分だけは全部
やろうじゃないかということになった
ならば、話はわかるのですけれども、
水のほうだけお除きになったというこ
とがどうもちょっとまだふに落ちない
点があるのです。

○衆議院議員(相川勝六君)　いや、ご
もつともでございますが、決してそれ
は関心ないわけじゃないのでありまし
て、今度経済企画庁も総合開発局のほ
かに水資源局というか、そういう新し
いものができました。この水資源の調査
開発について非常に力を入れてやるこ
とになっております。それから先刻申
上げたとおり水資源の調査といいま
すと、だいぶ長くかかるのでございま
す。何年もかかる。それで年中調査し
ておかなければわかりませぬし、多少
あれは進行が遅いものから、そち

らのほうの調査と関連を持ちながら
こつちをやって行く、総合的にはお説
のとおりやるつもりであります。

○内村清次君　そうしますと、これも
御答弁の中に入っておりますけれど
も、国土総合開発法というのが全国計
画として近くできますね。大体の草案
は昨年出た。やがてできますが、この
本ままりになる予定の国土総合開発法
との関連は一体どういふふうになつて
参りますか。

○衆議院議員(相川勝六君)　実は国土
総合開発のあれはまだわれわれのほう
も承っていないのでございます。今経
済企画庁で一応デスクの上で考えられ
ているので、近いうちにこのほうの話
を聞きまして調整をとるつもりでおり
ます。

○田中一君　経済企画庁長官に伺いま
す。今まで国土調査法制定以来十年
たつておる。しかし実際の実効は上
がっておらぬと思うのです。今回の促
進特別措置法では、今のような進み方
で全部やるには百年かかるというが、
私は千年かかると思う。そんなこと
あつてはならないわけです。しかし、
ここでいろいろ国土調査促進特別措
置法などの法律案が出たことについて
は、大臣どうお考えになりますか。あ
なたの構構をばつとはられたような
気がなさるのですか、それとも、あ
なたは熱意があるけれども、なかなか財
政当局が聞かぬものだからこうなつて
いるのだと、こういうことなのか、あ
るいは、こういうものがなくて、次
年度からはこの精神を体して十分にや
るのだというお考えに立つのか、この
点ひとつ御答弁願いたいと思つます。

○国務大臣(藤山愛一郎君)　今度の案
ができましたことは、私は横つらをと
たかれたとは考えておりませぬ。皆さ
ん方の熱意ある御協力の表現だと思
うのでありまして、われわれも御熱意に
対して、予算等についても大蔵当局と
十分その御趣旨の達成するように努力
したい。従来とも必ずしも努力しな
かつたわけでもございませぬし、本年
度は従来から見れば比較的よい予算
をつけていただいたわけですから、
も、しかし御指摘のように、今のよう
な状況ではなかなか相当の年数、百
年、千年ということになりますかど
うかは別として、相当な年数がかか
らざるを得ない問題でありまして、そ
ういふ点については、皆さん方の御趣
旨がわれわれを鞭撻して、そうして十
分、何と申しますか、進むように一
方努力して参りたいと、こう思つてお
ります。

○田中一君　御承知のように、現在特
定地域の基本調査をやっております。
しかし先年登記法の改正によつて、こ
れが職権登記というのですか、自動
的に調査の結果というものは総理大臣
の認証を得てそのまま土地台帳に登
記されるということになります。その際
も論議したのですが、むしろ現在の
国土というものは大体において、政府
から出してもらつておる資料を見て
も、山林関係で三五%くらい、それ
から耕地、農地においては大体一〇%
以上の細延びは当然あるものなんです。
宅地でも一割くらいはございませぬ。
基本調査をし、総理大臣が認証した
物件でそういう事態にあるのです。し
たがって法律によるところの政府の事
業に対する協力というものを行なつた
者が、自動的に税金を余分に取られると

いうことになる。収穫は同じです、調
査する前も調査した後も同じなん
です。ところが税金というのは現金支
出ですから、農家というのはそんな
現金を持たないです。しかし当然これ
をふえていく。同じ隣接の、特定地区
として指定されなかった土地の人たち
より何割の細延びがあつて、その収
穫は同じでも、地租だけは余分にな
るといふことになると、これは不
公平である。だからこれは全部国土
調査が終了しなければ税金を取つては
ならないのだ、現行の税金でとめて
おくというふうなことを私は強く要
求して、かつて経済企画庁長官並びに
大蔵大臣あるいは局長通牒かどら
か、それらの措置は私の要求する
りにとつたはずだと思つたのです。そ
の現状はどうなつておるんですか。

○政府委員(曾田忠君)　ただいまの
説まことにごもつともでございます
と、先生のお話のとおり、経済企画
庁といたしまして、また自治省とい
まして、一つの市町村の全体の区域
の国土調査が終わらなければ固定資
産税等の変更をしてはいけません、
知を出しておるわけでございます。
○田中一君　その一つの区域とい
うのは、私の理解では一都道府県
単位というふうに見ておられますが、
その点はどうか。私はそういう工
合に理解してはいるんです。

○政府委員(曾田忠君)　先ほど申
上げましたように、企画庁あるいは
自治省といつたしましては、一つの
市町村単位を考へておりました、
その当該市町村の全部の区域の
国土調査が終了するまでは、前
の土地台帳によつて課税する
というふうな方針をとつて実施して

○政府委員(曾田忠君)　先ほど申
上げましたように、企画庁あるいは
自治省といつたしましては、一つの
市町村単位を考へておりました、
その当該市町村の全部の区域の
国土調査が終了するまでは、前
の土地台帳によつて課税する
というふうな方針をとつて実施して

○政府委員(曾田忠君)　先ほど申
上げましたように、企画庁あるいは
自治省といつたしましては、一つの
市町村単位を考へておりました、
その当該市町村の全部の区域の
国土調査が終了するまでは、前
の土地台帳によつて課税する
というふうな方針をとつて実施して

○政府委員(曾田忠君)　先ほど申
上げましたように、企画庁あるいは
自治省といつたしましては、一つの
市町村単位を考へておりました、
その当該市町村の全部の区域の
国土調査が終了するまでは、前
の土地台帳によつて課税する
というふうな方針をとつて実施して

るわけでございます。

○田中一君 今まで、一つの町村の全部に対して、特定地区として指定した例はありますか。

○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。詳しく名前を覚えておりませんが、北海道に一カ所ございますが、全部終わったところがございます。

○田中一君 その名前を教えてください。また、その地域はその後町村合併いたしましたか。——今すぐわからなければ……、私が言っていることは、結局、そうして行政区域だからといってその隣村はおそらく特定地区として指定されなければ税金の増加がないわけなんです。こういうことは不公平です。政治に不公平があつちやなりません。ことに農家というのは現金収入が少ないのです。その現金を支出するというのがあつちやならないのです。しかし取るほうでは、当然取るべき財源があるのだから、それは対象があるのだから取るから、それはしよう、経営企画庁長官に伺いたいのではございません。調査といいますが、それも、それで全部取られたところがあると言っておりますが、それが町村合併したのかしないのか、若干でも残っているのかどうか、残っていればおそれなく取らないでしよう。何年前か知りませんが、この法律は十年たつていません。その場合に取ったものは返すべきです。よその通牒を出した以上、そうしてできるならば完全に終わるまで、せめて都道府県単位くらいならばという気持を持っているんですが、経済企画庁は残すべきです、三%でも五%でも完全に全部終わらないのだという形を残すべきです。そうしないとい

不公平になります。そうすると、土地の所有者はこの事業に協力しないものなんでしょう。その点はひとつ、一町村単位という通牒を出して一市町村単位でやれば明らかになると思いますが、それが町村が合併したかどうかという問題、したならば明らかに完成したものでないはずなんです。その場合は返すべきです。そして、その固定資産税を取るといふふうにしなればならぬと思うんです。そして大臣からは、将来ともそういうひとつとしからざるを憂えるという言葉がございます。国に協力するために、余分な、農家なり山森——山森はまだいいと思えますけれども、農家等の金銭支出はふえちやあならない。不当ではないけれども、他と比較して特定にふえることになるのです。これは当然の政治の姿です。完全にできるまでは……、またかりに一町村とできるも、きめ方によります。経済企画庁としては何パーセントか残すべきです。そして完全にできておらないのだというところに、取らないような措置をとらなければ私は納得できない。実は曾田君よりも長官に聞いて、長官がこうするのだと言ってくれば、あと自治省と相談すればいいんじゃないかと……。

○政府委員(曾田忠君) 先ほど申し上げました北海道の国土調査の終わったところの名前でございますが、幌向町でございます。その後これが町村合併になったかどうかはまだ調べておりませんが、後刻調べてからお答えしたいと思います。なお、この幌向町の終わりましたところは、陸地は全部終わったわけですが、一

部が補償があるところでございまして、補償の分がまだ残つておるといふことでございます。

それからも一つお答えいたしますが、固定資産税は市町村税でございますので、やはり一つの市町村の単位で考えるほうが適當ではないかというふうにご意見を伺っております。

○田中一君 そうすると、幌向町は、これは税金は増加したものを取つておられないということですね、完了しておられないのだから。

○政府委員(曾田忠君) まだそこまではつきり調査しておりませんので、調査いたしましたお答えしたいと思います。

○田中一君 困るな、それじゃ採決できないよ、きょう。重要なことなんです。藤山さん、ひとつ、その場合にはこう扱つておられると、それはいいけれども、抜くようにすると言つて答弁してくれませんか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 実は急に、衆議院の本会を終わりましたので、衆議院の本会を終わりましたので、た

だいま新産業都市の委員会に出る途中にお伺いしたようなわけで、したがって、資料等も取りそろえておられませんし、お答えできないところがあります。

○政府委員(曾田忠君) 先ほど申し上げました北海道の国土調査の終わったところの名前でございますが、幌向町でございます。その後これが町村合併になったかどうかはまだ調べておりませんが、後刻調べてからお答えしたいと思います。なお、この幌向町の終わりましたところは、陸地は全部終わったわけですが、一

しなれば、今直ちにどうするかというところはきょう申し上げかねるわけでございますが、まあ御趣旨のところは十分伺つておきまして、今後のわれわれの参考のために参りたいと思つております。

○田中一君 町村税ですから、取らない場合もあるのです。取らないと、自治省は財源があるのに取らなければ交付金でもって制限するぞ、こうくるのです。あなたの部下の官僚はみなそうです。ほんとうにそうなんです。財源があればそれを取らなければおかし

いではないか。それでは交付金で手を打つぞというふうなおどかし方をするわけなんです。しかし政治というものはそういうものではございません。どうも藤山さんは経済同友会にいくとほんぼん言うけれども、ここでそのくらくら言つたついでにいやありませんか。これは農民のためです。それはそういう通牒が出ていますから、それを徹底して全国的に大部分のものが終わらない以上、そういう措置はとらないように努力すると言つて答弁して下さい。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 御趣旨のところはよくわかりますので、そこらの点についてはさらに検討させていただきますかと思つております。

○田上松衛君 経済企画庁長官と相川御両者にちよつと御意見を承りたいと思つたので、この法案の一つ一つの中身について申し上げるのじやなくて、こうして出されたものを見ますと、いろいろ提案理由の中にも指摘された田中委員の先刻の、これはまあざつぱらに言つたならば、政府不信任の表現じやないのかと、あるいは見

方によれば、今直ちにどうするかというところはきょう申し上げかねるわけでございますが、まあ御趣旨のところは十分伺つておきまして、今後のわれわれの参考のために参りたいと思つております。

そこで、どうもこういうことをやってみますと、一体こういうふうな日本の政治のあり方があつていいのだろうか。たとえば具体的に申し上げますならば、この法案を出された扱いが、まあ計画の窓口が経済企画庁になっておるわけですから、こういう工合にして出すんだと、出すけれども、国会に審議せしむる形は別の問題になりますけれども、衆議院においては商工委員会にこれを付託して審議せしめる、参議院では建設委員会にこれを持っていくというふうなことです。しかも案ができてき上がつてしまつて、将来これを実施に移す場合においては、事業はどこのやるかという農林省もやるだろうし、あるいは国土地理院もやるだろうし、通産省もやる、建設省もやる、運輸省もやる、厚生省もやるというふうな工合にばらばらになつてしまつたのです。どかが一体責任を持つていくかというところについて、私も多くな不安を持ってしまつておる。その一つの省がサボつてしまつても、これは欠けものになつてしまつて、ちんばになつてしまつて、さつきいろいろ論議したように、結果的には百年かかるといふ千年でできるのか、わけのわからぬようなものになつてしまつて、心配があるんだと思つておる。

そこで、こういうものをこういふことにさせないようになつていくのには、たとえば建設省等を中心とするところの国土省というものを早く作り上げちやつて、国土省をしてこういう種

な、そういう御意見もあつたのです。遅々として進んでいないということでもあります。

その辺のところは自治省とも十分相談

ましては委員長に御一任を願います。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時五十九分散会

四月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律案(衆)(予備審査のための付託は四月二十日)

四月二十六日委員会に左の案件を付託された。

一、国土調査促進特別措置法案(衆)(予備審査のための付託は四月十三日)